錠剤一包化監査支援システム　一式

仕様書

2026 年 11 月

島根県済生会江津総合病院

Ⅰ．調達物品の構成内容

機器名：錠剤一包化監査支援システム　一式
（想定は株式会社トーショー MDM Core とするが、同等もしくはそれ以上の機能を有するものも可とする）

Ⅱ．設置場所

島根県済生会江津総合病院　薬剤科

Ⅲ．基本的要件

1. 納品は令和９年３月末日までに完了させること。
2. 本装置の支払いは納入のあった日の翌月末日に一括支払いとすること。
3. 搬入、据付、調整を含み、即使用可能な状態とすること。
4. 搬送料、組立設置料は本体費用に含めること。
5. 本装置の使用者及び関係者に対して担当者より操作説明等についての説明・教育を行うこと。
6. 納品引き渡しは全ての機器が正常に作動し、即使用出来ることを確認し、取扱い説明書など必要と思わる書類を提出、当院スタッフへの取扱い説明を行った上で納品完了とすること。
7. 入札機種のうち医療器具に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を得た物品であること。
8. アフター体制が万全であり緊急連絡先がわかるようにしておくこと。
9. 修理・問い合わせが発生した際は速やかに対応できること。
10. メーカーが推奨する日常点検簿がある場合は添付すること。
11. 本仕様に関して疑義が生じた場合には双方協議の上解決すること。
12. 本件買い入れの際に知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。

Ⅳ．性能・機器等に関する仕様

1. 調達機器及びその構成

1-1　錠剤一包化監査支援システム

1-1-1　錠剤一包化監査支援システムは、処方データを元に一包化された錠剤、カプセルを画像解析・監査できること。

1-1-2　処方された薬品情報も併せて表示され、業務を補助できること。

1-1-3　印字された分包紙の監査ができること。

1-1-4　錠剤分包機制御装置と連携し、錠剤分包機で分包された薬品を内蔵カメラにて認識し、薬品名判別だけでなく、指示された処方内容との照合ができること。

1-1-5　各薬品は数量、形状、サイズの要素を元に正しい錠剤が処方数量分包されてい

るか、またヒート破片の混入、錠剤の破損が生じていないかをチェックできること。

1-1-6　半錠、1／4 錠も認識および照合できること。

1-1-7　疑いがある処方に対しては、監査プリンター上に “目視監査” の指示を出し、人の目による監査を促す機能があること。

1-1-8 「人が行う監査」 と 「錠剤一包化監査支援システムが行う監査」 とを切りわけ、ダブルチェックすることで、より確実な監査結果につなげられること。

1-1-9　監査処理速度は９０包／分以上であること。

1-1-10 監査結果を照会するソフトウェアで、撮影された実際の分包品を画面で確認しながら監査が行えること。

1-1-11 監査結果を照会するソフトウェアのモニター画面には、処方された薬品情報も併せて表示され、目視での監査業務を補助できること。

1-1-12 錠剤一包化監査支援システムは、画像解析と並行して、各包の画像をデータとして保存できること。

1-1-13 データは一定期間での保存ができ、のちに監査結果を閲覧できること。

1-1-14 監査結果照会システムは、監査結果をデータとして保存し、のちに必要に応じて呼び出しができ、追跡調査で使用できる参照画面を備えていること。

1-1-15 装置内部では、監査対象を自動で搬送できること。

1-1-16 錠剤監査支援システム本体に、マスター登録などのマスターメンテナンス機能をそなえていること。

1-1-17 安全装置が搭載されていること。

1-1-18 錠剤監査支援システムの装置の状態を、離れた場所から目視で確認できる機能があること。

1-1-19 錠剤監査支援システムのサイズは、W830mm×D405mm×H740mm 以下であること。

1-1-20 錠剤監査支援システムの台数は、制御 PC 1 台、本体 1 台、の構成であること。

1-1-21 錠剤監査支援システム用の巻き取り機は、ペダル式の半自動機であること。

1-1-22 錠剤監査支援システム用の巻き取り機は、分包機の横や調剤室の空いているスペースに設置でき、箱等に溜まった一包化後の処方薬を自由なタイミングで巻き取りできること。

1-1-23 錠剤監査支援システム用の繰り出し機は、錠剤分包機排出薬品巻き取り機で巻き取ったロールを、錠剤監査支援装置へセットするためのスタンドであること。

1-1-24 錠剤監査支援装置の動力で、滑らかに自然な動きで分包薬品の帯を搬送できること。

1-1-25 監査結果照会システムは錠剤監査支援システムの監査データに関して、以下の操作ができること。

●閲覧　●編集　●保存　●呼出

1-1-26 監査結果照会システムは、錠剤監査装置での、薬品判別・ヒート破片混入・錠剤破損、の結果をモニター画面にて、最終監査として人が目視監査できる照会システムであること。

1-1-27　監査結果照会システムは、錠剤監査装置の画像解析中、それと平行して、分包品の閲覧や修正処理ができること。

1-1-28　画面はタッチパネル式の採用により、直感的な操作ができること。

1-1-29　監査結果照会システムでは、人による目視監査が必要な分包品には、画面上の当該包に目視確認を促す「しるし」が表示されること。

1-1-30　監査結果照会システムでは修正記録を残すために、アラームの原因・修正処理内容を入力できること。

1-1-31　監査結果照会システムでは、以下の項目をキーにして、監査結果を参照する機能があること。

●医療期間／施設／病棟単位　●薬品単位　●分包機

1-1-32　バーコードリーダーは、駆動部品がなく故障が少ないタイプであること。

1-1-33　バーコードリーダーは､GS1データバー･二次元コードなども読み取れること。

1-1-34　バーコードリーダーは、以下のインタフェースに対応していること。

●USB　●キーボード　●RS232C　　など

1-1-35　バーコードリーダーは、コンパクトな設計で落下などの衝撃に強い構造であること。

1-1-36　監査結果紹介システムの台数は、制御 PC 1 台、バーコードリーダー 1 台、アプリケーション 1 式、の構成であること。